

再意見書

西相制第 56 号

平成 22 年 8 月 24 日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 540 - 8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちょう ばん ごう

住 所 大阪府大阪市中央区馬場町 3 番 15 号

にしにっぽんでんしんでんわかつしきがいしゃ

氏 名 西日本電信電話株式会社

おおたけ しんいち

代表取締役社長 大竹 伸一

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 22 年 6 月 29 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

別紙

接続約款の変更案への意見に対する再意見

- 既設屋内配線の転用に係る平成 22 年度の工事費等の設定 -

平成 22 年 8 月 24 日

西日本電信電話株式会社

区分	他事業者様意見	当社意見
光屋内配線のユーザーへの無償譲渡について	<p>現在、メタル回線の屋内配線についてはユーザーへ無償での譲渡が可能となっておりますが、ユーザー利便向上の観点から、光屋内配線についてもユーザーの要望に応じて無償譲渡するスキームを早期に実現すべきと考えます。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	<p>本意見は、メタルの屋内配線の利用における当社とお客様の契約内容に関するものであり、今回の接続約款変更に係る申請内容とは関係のないものと考えます。</p> <p>なお、当社がメタル屋内配線を構築する場合については、屋内配線工事費をお客様にご負担頂いているため、「ユーザーへ無償での譲渡が可能」とのご指摘はあたらないものと考えます。</p>
既設屋内配線の再転用時の事業者間精算について	<p>今回の申請案において、利用権を持つ事業者から光屋内配線を再転用する場合にNTT東・西が支払う費用は一律料金となっておりますが、事業者が光屋内配線を調達する場合に支払う費用は新設工事と転用工事によって異なるため、新設の比率が高い事業者は取引上、不利となります。従って、公正競争を確保する観点から、認可後の運用実績を踏まえて、事業者毎の平均支払額に多大な差が生じる場合は、転用スキームについて、今後、適時適切な見直しを検討して頂きたいと考えます。</p> <p>【KDDI株式会社】</p> <p>なお、今回申請された転用料金については毎年、設備の償却状況を反映した見直しを継続するものと理解しています。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	<p>光屋内配線に係る工事費については新設時、転用時それぞれの工事実態に即した料金の設定を行い、当社利用部門においても他事業者様と同様に負担しております。</p> <p>既設設備負担額（転用料金）については、現在、個々の光屋内配線設備毎に使用年数や設置の経緯を管理・把握しておらず、仮に個々の設備の使用年数に応じた料金を設定することとした場合、当該設備を管理・運用するために多大な費用や稼働が生じることから、他事業者様のご利用分を含めた光屋内配線全体の残価率を用いた一律料金を設定しているものです。</p> <p>既設設備負担額（転用料金）については、毎年度の償却状況を反映した金額とする考えです。</p>

区分	他事業者様意見	当社意見
既設屋内配線転用時に宅内工事を行わないメニューの追加について	<p>光コンセント設置済みの戸建て住宅の場合は、基本的に宅内工事を必要としないため、NTT東日本が今回申請した宅内工事を行わないメニューについては、NTT西日本もメニュー化を早期に実現すべきです。これにより、サービス利用開始までの期間の短縮や工事費の低減を実現し、ユーザーの利便性向上に寄与できるようにすべきと考えます。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	<p>当社としても、光屋内配線工事の宅内工事を行わないメニューについて検討をしていく考えです。</p>